

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第16回）議事録

1 日 時 平成21年5月12日（火）17:00～18:20

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、村上 輝康、根岸 哲、安藤 真、大谷 和子、
岡田 仁志、菅谷 実、多賀谷 一照、長田 三紀、中村 伊知哉、舟田 正之

(2) 総務省

山川情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、戸塚政策統括官、久保田官房審議官、
阪本官房審議官、武内電気通信事業部長、吉田電波部長、吉田放送政策課長、武田衛星放送
課長、平口地域放送課長、渡辺電波政策課長、谷脇情報通信政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第16回）」を開催させていただきます。

本日は皆様ご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。本日、村井主査代理、清原委員、新美委員、木村委員、國領委員、濱田委員、藤沢委員、山本委員は所用のため欠席とのご連絡を受けております。

それでは早速議事の進行に入らせていただきます。本日はコンテンツ規律等の見直しの方向性について審議いたしたいと存じます。まず事務局より本日の資料の確認をお願いします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第1枚の後、前回の委員会の議事概要、これが資料1でございます。それから、資料2といたしまして、「通信・放送の総合的な法体系におけるコンテンツ規律」、こちらが両面コピーで39ページまでございます。参考資料1といたしまして、検討アジェンダ、参考資料2といたしまして、昨年6月の中間論点整理をお付けしてございます。以上でございます。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。ご覧のとおり、資料2はかなり大部のものでございますので、まずは「一定のメディアサービスを確保するための規律」まで、ページ数で申しますと16ページまでの審議と検討をお願いしたいと存じます。

それではまず事務局から16ページまでのご説明をお願いいたします。

(2) コンテンツ規律等の見直しの方向性について

ア メディアサービスの範囲、メディアサービスの基本的な考え方、一定のメディアサービスを確保するための規律

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料2につきましてご説明をさせていただきます。コンテンツ規律につきましては、本委員会の前々回の会合、4月2日の会合でもご審議をいただいております。その4月2日の会合では、疑問文形式で論点をお示ししておりました。4月2日の会合を経て、肯定文として言い切れるところは言い切って踏み固めていき、さらに残る論点を疑問文の形式で記述させていただいているというものでございます。

それでは、メディアサービスの範囲につきまして、2ページをご覧いただきたいと思います。いずれのページも基本的に上半分で現状の制度の確認を、下半分で新たな法体系において規律の在り方をどうしていくかという点を記述させていただいております。主として下半分、網のかかっているところをご説明させていただきます。

メディアサービスの範囲についてでございますが、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」行為であるという点に由来する放送の特徴は、新たな法体系においても、変わりはないとさせていただきます。

他方、インターネットによる一斉同報等の放送に類似した通信を今般の総合的な法体系の射程に含めることに対しましては、昨年夏に実施いたしましたパブリックコメントにおきましても、昨年秋に実施いたしました20を超える関係事業者の方々からの意見聴取（ヒアリング）におきましても、批判的なご意見や慎重なご意見が多く、これまでの考え方を変えるに至るまでの必要性は認められないと記述させていただいております。

そのため、今般の総合的な法体系におきましては、メディアサービスの範囲をいわゆる従来の放送にとどめることとし、公然性を有する通信コンテンツのうち、違法な情報、あるいは有害な情報につきましては、引き続き必要に応じて個別に対応することが適当とさせていただきます。

お進みいただきまして、メディアサービスの基本的な考え方につきまして、まず「コンテンツ規律の集約・大括り化に関する基本的な考え方」、4ページにお進みいただきたいと思います。これも下半分の網かけのところをご説明させていただきます。「コンテンツに関する規律の在り方」といたしまして、放送としての規律の共通性等から、放送関連の現行の四法の集約・大括り化を行うことが適当とさせていただきます。

他方で、プロバイダ責任制限法は、放送関連四法と規律の対象や内容を異にするものでございます。民事上の責任制限法でございます。そこで、この集約・大括り化につきましては、放送関連四法の集約・大括り化後のコンテンツ規律の内容を見つつ、法技術的にその可否を検討して対応することが適当とさせていただきます。

その上で、伝送設備規律、伝送サービス規律を含めた法体系全体の集約・大括り化についても、立法技術的観点も含めて検討することが適当とさせていただきます。

5ページにお進みいただきたいと思います。メディアサービス規律の目的をどう設定するかという点でございます。メディアサービスの範囲を放送にとどめることとした場合に、放送は、教

養、教育、報道、娯楽、広告媒体等の機能を果たしているものでございます。全国的及び地域的に、民主主義の健全発達から始まりまして、専門情報の提供に至るまでの役割を果たしておりまして、こうした機能・役割は即座に変わるとは言い難いと考えられると記述させていただいております。

新たな法体系におきましても、こうした機能・役割が適切に確保・発揮されるような目的規定とすべきであり、そのためには放送関連四法のうち、放送法の目的、放送法第1条の目的規定をベースとすることが適当とさせていただいております。

その上で、個々の規律につきましては、ブロードバンド化に伴い、コンテンツ配信を行うサービスが多種多様化しているといった環境に、放送自体、メディアサービス自体も柔軟に対応できるものとする必要があるかとさせていただいております。

では、どのように柔軟化するのかという点につきましては、次の「一定のメディアサービスを確保するための規律」に移っていただきたいと存じます。ページ数で申しますと12ページ以降でございます。12ページの現状のところに書いてございますのは、放送法に定める放送普及基本計画の紹介でございます。この放送普及基本計画は、明朝体のところに書いてございますが、テレビやラジオといった放送メディアの種別、公共放送と民間放送等といった主体の種別に応じて、対象地域ごとの放送系の数の目標を定めることによりまして、多元性・多様性を確保している。特に対象地域を定めることによって地域的な情報の提供を確保しているというものでございます。

新たな法体系におきまして、放送の機能・役割が即座に変わるとは言い難いとして、今後も一定の機能・役割を担うことを確実に確保する必要がありますことから、放送普及基本計画のような枠組みを今後も定めて、例えば、東京発の放送ばかりにならないようにするといったことが必要ではないかと考えまして、このような記述とさせていただいております。

ただし、その対象、内容については、現行どおりということではなく、改めて検討すべきであると記述させていただいております。その点、どうするのかという点でございますが、14ページにお進みいただきいと存じます。

新たな法体系におきまして、放送を確保するための枠組みについてどうするのかという点でございます。情報通信の高度化、ブロードバンド化、デジタル化の進展に伴いまして、コンテンツ配信が多種多様化してきております。放送も当然多種多様化・高度化してきています。放送も高度化しているというメリットを広く国民が享受できるようにするために、制度的に確実に確保すべき放送の機能・役割をとらえる。これがまず一点でございます。それから、放送に使うのに有用な周波数がございます。その周波数の利用の公平、そして放送として有用な周波数による番組編集の中立性を確保することの必要性等を踏まえまして、放送普及基本計画の対象となる放送を定めることが適当ではないかと考えまして、こう記述させていただいております。

具体的には、放送が全国的及び地域的に、多様な方法で、①民主主義の健全発達、あるいは②に書いてございます教養・教育水準の向上、娯楽の提供、③の専門情報の提供といった国民の情報ニーズの多様化・高度化に応じていただく、そういう役割を確保するという点がまず第一点でございます。それから、難視聴解消、地域間格差の是正等の役割を確実にかつ適度に果たしていた

だく。放送として有用な周波数の利用の公平等が確保されるような枠組みとするべきとさせていただいております。

このように考えますと、例えば、地上放送につきましては、現行法のもとでは地上放送はすべて放送普及基本計画の対象となっておりますが、電波利用の柔軟化、伝送設備規律のところでご議論・ご審議いただいております通信業務用の無線局で放送業務を行うことも一定の範囲で可能にすべきではないかといったことを議論していただきました。そのような電波利用の柔軟化により実現する放送は、放送普及基本計画の対象外でよろしいのではないかと。また、衛星放送につきましても、一般衛星放送につきましては、放送普及基本計画の対象外としても問題はないと考えられるのではないかと。ここは疑問文形式として話すので、ぜひご審議・ご検討をお願いしたいと存じます。

それから、その逆も書いてございます。放送普及基本計画に定める内容につきまして、確実に確保すべき放送、これを放送普及基本計画に定めるわけでございますが、その放送の機能・役割に支障を及ぼすことがない範囲内で、放送事業者の事業活動の選択肢を拡大し、利用者ニーズに合致した新たな事業展開が可能となるよう、放送普及基本計画の対象である放送を行う無線局につきましても、電波利用の柔軟化を可能にする。これも伝送設備規律のご審議の際に、放送用の無線局について、例えば、電気通信業務用にも活用することを一定の範囲で可能にするということをご審議いただきましたが、そのことを念頭に置いてございます。こうした電波利用の柔軟化を可能にする。これが一点でございます。

その他例えば、放送対象地域につきまして、一定の場合にはそれを選択的に拡大することを可能とすることにつきまして、地域情報を確保しつつ検討を進めることが考えられるのではないかとさせていただいております。この点につきまして、ご審議・ご検討をいただければと存じます。

15ページ、16ページは、現行の周波数割当計画・放送普及基本計画・放送用周波数使用計画の関係をご紹介しているページでございますが、4月2日の当委員会にも提出させていただいている資料でございますので、説明は割愛させていただきます。16ページまでのご説明は以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。それでは、以上の説明を踏まえまして、意見交換をお願いできればと存じます。特に14ページあたりがポイントになるかと思いますが、いかがでございましょうか。

【中村専門委員】 前回でしたか、サービスのレイヤーを一本化するという方向での議論があったかと記憶しておりますけれども、今回のまず4ページで、放送に関する関連の四法の集約・大括り化が出ております。これは、私も現在取り得るぎりぎり大きな集約法ではないかと考えておまして、ここまでできれば大きな前進になるのだろうと受け止めております。

それから、14ページですが、放送普及基本計画、その対象をある程度絞って明確化した上で、電波利用の柔軟化も可能とするという記述がありますが、これも適当であろうと読みました。その場合に同時に放送基本計画の対象外となるその他の放送メディアについては、番組規律であるとか、マスメディアの集中排除ですとか、そういったものに差を設けるといいますか、緩めていく措置、あるいはそうしたメッセージを発することも重要なポイントであろうと考えます。以

上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。いかがでございましょうか。

【村上委員】 今のご意見、そのとおりだと思います。その手前の部分についての確認なのですが、2ページの下で、メディアサービスの範囲を、従来の「放送」ととどめると明示されています。公然通信についての規律は、この総合的な法体系の枠内で議論するのではなくて、必要に応じて個別に対応するという解釈なのですが、今、米国で出てきています放送事業者のコンテンツをネット上に出していくサービスのような場合、公然通信の中に入ったものは、今回の総合的な法体系で議論するメディアサービスとはならないことになります。そうなりますと、通信サイドの放送的なコンテンツについては、いろいろな自由度が出てくると思いますが、その場合、通信・放送の融合の中のいろいろなタイプの融合の一つとしてのコンテンツの融合も、インターネット上の放送類似コンテンツについてはかなり自由度が上がっていくと理解しているのだ、ということを確認したいのですがいかがでしょうか。

【長谷部主査】 ご確認のご要望ですが、そういうことでよろしいでしょうかね。

【秋本融合戦略企画官】 インターネット上の放送類似コンテンツにつきましては、現在も基本的にはコンテンツ規律はない。むしろ通信の秘密その他表現の自由が尊重されるという法体系になっていると理解しております。ただし、違法な情報、あるいは有害な情報につきまして、個別に対応がなされてきている。90年代以降と言ったらよろしいのでしょうか、そういう対応がなされてきている。そうした個別対応を今後も続けていくということではいかがでしょうかという記述でございます。

【村上委員】 放送コンテンツが公然通信コンテンツになったときは、公然通信コンテンツとして規律が行われるということですね。

【秋本融合戦略企画官】 はい、さようでございます。

【多賀谷専門委員】 当然その場合には、著作権法上は放送ではなくなりますから、肖像権等で一部は、今も現実そうですけれども、そのところがブラックアウトになりますけれども、それを除けば全く規制はないということですね。

【長谷部主査】 その点では、各事業者の自由なイニシアティブに基づいた事業展開とサービスの差別化が行われていく、そういうことであろうかと思えます。

【菅谷専門委員】 放送普及基本計画が必要だという12ページの書き方はこれでいいかと思うのですが、ただし、その対象の内容については改めて検討すべきであるということなので、16ページの現在の姿がどのように変わっていくのかよくわからない部分もあるのですが、私が気になった点は、放送普及基本計画は基本的には無線の世界ですよね。有線の世界にはこれまで適用されてこなかったのですけれども、レイヤー別になって、各レイヤーごとで規制、枠組みを考えていこうというときに、放送普及基本計画がどのような位置づけになるのかということの関心から、例えば、16ページを見ると、超短波放送の一番下にコミュニティ放送、コミュニティFMが入っているのですが、これと同じような情報は、例えば、有線放送でローカルのコミュニティ放送みたいなのをやっているわけですね。片一方が基本計画に入っていて、片一方が入っていないのはどうなのかなという感じがしています。

それから、有線役務利用放送の中には、例えばNHKオンデマンドのような、ああいうノンリニアのサービスは含まれないという解釈でよろしいですかね。それはどうなのですかね。

【長谷部主査】 すみません。最後の質問をもう1回お願いできますか。

【菅谷専門委員】 NHKオンデマンドのような、今NHKが提供されている見逃しサービスとか、アーカイブサービスがありますよね。あれはいろいろな形で見られるのですけれども、あれはこの議論の枠の外ということよろしいですかね。

【吉田放送政策課長】 ご指摘のNHKオンデマンドにつきましては、これは一応放送の種類ではございませんので、そういう意味で言いますと、この議論の対象の範囲内ではございません。

【菅谷専門委員】 ですから、あと、そうすると有線放送は、地上波の再送信とか、あと特別衛星放送の再送信、一部一般衛星放送の再送信サービスも含まれるかもしれませんが、再送信サービスが主体で、有線役務利用放送もリニア的なサービスは地上波の再送信とか、そのほかの衛星放送系の再送信がかなり多くなるのではないかと思うので、やはりそうすると、その中でコミュニティ放送的なサービスをどのように位置づけていくのかは、これからもう少し検討する余地があるというか、今日いただいた資料の範囲ではまだその点についてはクリアになっていないのかなと思いました。

【長谷部主査】 なるほど。どうもありがとうございます。

【多賀谷専門委員】 私の理解では、コミュニティ放送は、左側のほうで一応放送として普及基本計画の中に入っている。

【菅谷専門委員】 これはラジオですよ。

【多賀谷専門委員】 ええ。

【菅谷専門委員】 ではなくて、ケーブルテレビ局でもいろいろなコミュニティ放送的なことをやっていますね。

【多賀谷専門委員】 その話ですね。

【菅谷専門委員】 あとは、ケーブルテレビがコミュニティFMを兼営しているケースもあるのですね。この辺はもう少し整理したほうがいいのではないかと。

【多賀谷専門委員】 おっしゃるとおりのところがありまして、放送普及基本計画は、ハードとその上でコンテンツをつくっていく、その限りで押さえているところがあります。コンテンツがそれ以外、例えば、右側の衛星役務利用放送とか有線役務利用放送にそのまま流れていっても、それはもともとは左のほうで押さえられているからそれでいいということになるのですが、唯一問題になり得るのは、有線放送でケーブルテレビが自主放送している場合について、ケーブルテレビの自主放送の部分について放送普及基本計画で押さえてないではないかという理屈は多分出てくるだろうと思います。

【中村専門委員】 私はここの読み方は、論点は逆で、14ページに書いてありますように、地上放送についてすべて普及基本計画の対象となっている。それから、衛星放送については、一般衛星放送は対象外としても問題ないのではないかと書いてありまして、ですから、一般衛星放送は外す、それから有線放送はそもそも対象とはなっていないときに、コミュニティ放送のようなものも引き続き普及基本計画の対象としておくのは妥当かどうかということが問われているの

ではないですか。

【菅谷専門委員】 どちらの議論もできると思うのですけど。

【長谷部主査】 中村委員のおっしゃったとおりで、まずは今、放送普及基本計画がありますねということで、そこをどこまで柔軟化できますかという、そういう書きぶりになっています。そういう方向でご了解いただければと思いますけれども。

【多賀谷専門委員】 今のところはすべて地上波ネットワークから番組が出ていくという形になっていますけれども、アメリカみたいにホーム・ボックス・オフィスみたいなものが、ケーブルだけで流すという仕組みになった場合にそこをどうするかという話は将来の課題として残ると。現状では私はそれを入れる必要はないと思いますけれども、ということだと思います。

【長谷部主査】 その点は確かに課題として残っているところではあるかと思いますが。

いかがでございましょうか。事務局からの提言といいますか、問題提起に関しましては、大体このとおりでよろしいということよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、さらに次の事業形態の規律と番組規律についての審議・検討に移っていきたいと思います。事務局から今度は17ページから25ページまでのご説明をお願いいたします。

イ 事業形態の規律、番組規律

【秋本融合戦略企画官】 それでは、18ページをご覧ください前に19ページをご覧くださいと思います。現行の放送関連四法におきまして、事業形態が放送の種別ごとに規定されております。地上放送は電波法に基づいて放送局を開設しようとする方が無線局免許を受けられて、この無線局免許を受けられた方が放送法で放送事業者として適用を受けているわけでございます。

それから、衛星放送の中でも、受委託放送につきましては、受託放送事業者の方は無線局の免許を電波法に基づいて受けていただき、委託放送業務を行おうとする方は放送法に基づき認定を受けていただく。この認定委託放送事業者と電波法の免許を受けた受託放送事業者とがペアとなって、分担して放送を行っていらっしゃる。

役務利用放送につきましては、有線、無線を問わず、電気通信事業者の役務を一部ないし全部利用する形で放送を行っていらっしゃるということで、これも分担して放送を実施していらっしゃるということが予定されており、法律上規定されております。

それから、有線テレビジョン放送の場合は、施設を設置して有線テレビジョン放送の業務を行うという一致の形態がまずございますが、チャンネルリース制度を利用いたしますと、有線テレビジョン放送施設を使用する形で別のケーブルテレビ事業者が放送を実現するという分離も可能というように、個々に一致・分離が法律で規定されている状況でございます。

ここを確認していただいた上で、18ページでございます。新たな法体系における規律の在り方として、2つ目の「○」、新たな法体系におきましては、放送事業者の経営の選択肢を拡大することが適当ではないか。条件を付けてございまして、「放送普及基本計画の対象となる放送の確実な実施が阻害されることのないよう制度上の措置を講じつつ」とさせていただいておりますが、念頭に置いておりますのは、現在衛星の受委託におきまして、受託放送事業者に課せられている

規律、例えば、認定を受けた放送事業者のために役務を提供しなければならないという規律を維持することを念頭に置いてございます。こうした措置を講じつつも、一致や分離を放送事業者の方々が選択できる制度を念頭に置いておりまして、そうした選択肢を拡大することが適当ではないかとさせていただいております。

20ページは、事業形態に関しまして、民放連様が過去どのようなご意見を開陳されておられるかという点をまとめてございます。ご参考にしていただければと思います。

続きまして、お進みいただいて、番組規律についてでございます。22ページをご覧いただきたいと思っております。新たな法体系における番組規律の在り方といたしまして、放送はその送信の特徴、すなわち公衆による直接受信を目的とする送信行為であるという点から社会的影響力が大きいこと、そして無線による放送につきましては、有限希少な周波数を用いるものであること、一定の機能・役割を担っていただくものであることから、番組規律を根こそぎなくすことはできないだろう。引き続き維持することは必要だろう。ただし、例えば、電波利用の柔軟化により実現する新たな放送に対する番組規律の適用につきましては、その合理化を検討するとさせていただいております。

では、どのように合理化を検討していくのかという点について23ページに記述をしておりますが、その前に、24ページ以降、現行制度の確認をさせていただきたいと思っております。4月2日の当委員会にも提出した資料でございますが、重複を恐れず念のため確認をさせていただきます。放送法3条から始まりまして、飛んで52条の27まで番組規律の概要を表形式でお示ししてございます。

すべての放送に適用されている規律は放送番組の編集の自由がまずございます。それから、番組準則、公安・善良風俗、政治的公平、事実の報道、論点の多角性もすべての放送に適用がございまして。

ずっと見ていただいまして、第4条のところ、訂正放送・取消放送制度も、すべての放送に適用がございまして。

それから、他の放送事業者の放送を再送信するに当たっては同意を得なければならないという、放送法で申しますと6条の規律もすべての放送に適用がございまして。

それから、候補者放送。これは番組準則の政治的公平から出てくるものでございまして、放送事業者が公選による公職の候補者に政見放送をさせた場合に、他の候補者から請求があったときは同等の条件で放送させなければならないという規律もすべての放送に適用がございまして。

が、番組規律によりましては、一定の放送には適用がないものがございまして。それを「×」でお示ししてございます。網かけをしておりますところは、特に放送の種別によって違いがあるところを示しているものでございまして、この違いが合理的なものなのかどうかという点が論点でございまして。

お進みいただきまして25ページでございます。番組調和原則、放送法で申しますと3条の2の第2項でございます。この規定によりまして、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養、教育、報道、娯楽という番組を設けて相互の調和を保つようにしなければならないと法律上されております。

さらに省令におきまして、教養、教育、報道、娯楽という4分類のほかに、広告、その他に分類いたしまして、電波法に基づく免許手続規則等におきまして、申請書を出していただくこととなってございます。放送時間・割合を確認することとなってございます。ただし、自主自律のコンテンツ規律でございますので、個別の放送番組をどの類型に分類するかにつきましては、放送事業者のご判断にゆだねているところでございます。

この結果でございますが、吹出しをつけてございますけれども、ショッピング番組を「教養」「娯楽」「その他」に分類している事例があるということでございます。

以上、確認いたしました上で、23ページ、番組規律の在り方をどうしていくのかという点でございます。枠囲みのところ、すべての放送について番組準則は必要と考えられるが、その他の番組規律につきましては、その放送メディアの機能・役割を踏まえた方向性に沿って、個々の番組規律を再構成することが適当としております。その際、電波利用の柔軟化により実現する新たな放送につきましても、それにふさわしい番組規律を検討すると記述させていただいております。

具体的には、例えば、次のような方向性とするのが考えられるとした上で、考え方の例のところでございます。最初の「○」は、地上放送を念頭に置いた記述でございます。放送普及基本計画の対象である放送であって、「現代社会の基盤を形成する役割」「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送につきましては、最初の「・」のところでございますが、調和原則、災害放送等を中心として現在の番組規律を基本的にすべて維持すると記述させていただいております。この自主自律の原則のもとで、放送の期待される機能・役割を十分に発揮されるように、放送事業者自らによってその放送番組の割合をディスクローズしていただくことが考えられるのではないかとこの点を記述させていただいております。

この際、昨今のいわゆるショッピング番組に対する社会的問題意識の高まりを受けまして、広告放送の範囲に含まれるか否かについて整理しつつ、各種の放送番組の間の調和が確保されるようにすることも考えられると記述させていただいております。

それから、次の「○」でございますが、特別衛星放送を主に念頭に置いた記述でございます。放送普及基本計画の対象である放送でございますが、「現代社会の基盤を形成する役割」等を担うことは事業者の任意にゆだねる。「専門的情報の提供」を中心とした機能・役割を担っていただく、放送メディア全体で多様な放送番組を確保していただく放送につきましては、こうした機能・役割の確保に当たって必ずしも必要でない規律を緩和する観点から、番組規律を見直すこととしてはどうかという点を記述させていただいております。

放送普及基本計画の対象でない放送につきましては、可能な限り番組の規律の差異をなくし、その水準を合わせると記述させていただいております。

25ページまでにつきましては以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明を受けまして、意見交換をお願いできればと思いますが、いかがでございましょうか。

【菅谷専門委員】 23ページの「個々の番組規律の在り方」ということで、具体的には次のような方向性とするのが考えられるとありますけれども、ここでは放送普及基本計画の対象である放送か、対象ではない放送かということが大きく分けていると思うのですけれども、その考

え方はこのとおりでいいのではないかと思います。ただし、先ほどお話がありましたコミュニティ放送に関しては、有線と無線の扱いが今のところちょっと違うので、そこはどちらかに統一したほうがいいのかと思っています。

それから、もう一点、番組調和のディスクローズ、情報公開が大切だと書かれていますけれども、これもまさにそのとおりだと思います。これに加えて、前回のときに、私、放送番組審議機関のことで発言しましたが、放送番組審議機関を放送普及基本計画の対象である放送すべてに適用する、それ以外も適用するということですかね、という場合もディスクローズが非常に重要なのではないかなと思っています。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでございましょうか。

【大谷専門委員】 23ページのところについて、番組準則の考え方なのですが、番組準則のことは明記されていないものの、放送普及基本計画の対象である放送の最初の「○」のほうなのですが、地上波を意識されているものと書かれていた、このところには番組準則は当然課せられるという前提でありますし、2つ目の「○」は専門的情報の提供ではありますけれども、こちらについても、有限な周波数を公平に利用するという意味でも放送普及基本計画の対象としているわけですので、基本的には番組準則はあまねく課せられるという前提のもとで、それ以外の調和原則等の扱いについて差をつけて区別をするというか、柔軟な考え方を導入していこうというお考えなのであれば賛成できると思っています。その点を事務局に確認させていただきたいと思っております、つまり、特別衛星放送にも番組準則は基本的にこれからも維持されるという前提で考えていくべきではないかというのが私の考えですので、それを確認させていただきたいというのが23ページについての質問です。

それからもう一つ、ページが飛ぶのですが、18ページの新たな法体系についての2つ目の制度上の措置について、放送普及基本計画の対象となる放送の確実な実施のための措置ということで、20ページに付けていただいている放送事業者の考え方が今非常に参考になるかと思いますが、番組編成が阻害されないようにするという、編集の自由を確保するという措置、それから災害時、緊急時の放送を確保するための措置、それからコンテンツ規律の自主自律という、その考え方を維持するための制度上の措置が図られるという意味で、その観点で制度上の措置を考えていく必要があるのではないかということで、これは意見でございます。

【長谷部主査】 前半部分でご質問がございましたが、いかがでございましょう。

【秋本融合戦略企画官】 大谷委員のご指摘のとおり考えた資料のつくりになってございまして、番組準則の適用はすべての放送について引き続き必要というトーンでつくっているのがこの資料、23ページでございます。よろしいでしょうか。

【舟田専門委員】 ですから、放送普及基本計画の対象であろうとなかろうと適用される、それから、特別衛星放送であろうと一般衛星放送であろうと、放送であれば番組準則がかかるということでよろしいですか。

【秋本融合戦略企画官】 というお考えに沿った資料になってございます。

【大谷専門委員】 確認いただきまして、ありがとうございます。

【長谷部主査】 舟田委員、その点は何か。

【舟田専門委員】 今思い出したのですけれども、政党放送の話がここで出たような気がするのですけれども、特に無線の役務利用放送、一般衛星放送で政党放送は、この準則を適用する以上は政治的公平であることということから……。ちょっと具体的なレベルの話なので、この場には望ましくないのでしょうかけれども、大谷委員のご質問を聞いて、それでいいのかと一瞬思ったということですが、これは前に出ましたか。

【秋本融合戦略企画官】 前々回、4月2日の当委員会で衛星放送を素材にした資料を提供し、委員の皆様にご審議いただいた際に、例えばという形で、一般衛星放送について政党放送あるいは宗教放送を認めることについてどうするかという点についてご審議をいただいております。

【舟田専門委員】 結構です。政治的に公平であるという原則はかぶりながら、具体的にそれをどうするかという問題が残るということで、今日はそれ以上はここでは議論しないほうがいいとは思いますが。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

【村上委員】 25ページの番組調和原則の分類についてですが、ショッピング番組が教養であったり娯楽であったり、その他と分類される場合がある。また、クイズ番組が娯楽であったり教養であったり、教育というのはあまりないと思えますけれども、まちまちに分類されることが具体的にあるようではございますけれども、番組調和の精神を貫徹させるためには、23ページの最初の「○」に「・」が2つありますが、ディスクローズで、調和の度合いをディスクローズすることと同時に、分類の基準についても対になってディスクローズがされないとこの精神が貫徹されることにならないのではないかなと思います。

【長谷部主査】 舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 同じところをやはり議論すべきだろうと思っていました。ただし、今おっしゃったような分類の基準をディスクローズさせることが現実的なのかという疑問を持っています。ともあれ、23ページで広告放送の範囲について整理する云々という文章を案として出されたのは大変結構なことではないかと私としては思っています。広告放送は、次の24ページにありますように、51条の2があつて、広告放送なのか、それともそれ以外の放送番組なのかは区別する。これはまさに視聴者といいますか、一般消費者の利益のために非常に重要な規定であると思うわけではございますけれども、51条の2がショッピング番組では明らかに空洞化しているわけです。ショッピング番組は広告放送ではないという整理になっているわけですから。従来これについては、番組調和原則を定めるのは放送事業者自身である、国家権力がこれは教育だ、教養だと決めるのはよくないということで、放送事業者の自由になっていましたけれども、その結果がショッピング番組を教養なり娯楽なり、広告以外のところに振り分けるというのは、私は個人的には明らかにおかしい実態になっていると思えます。これもこの委員会の枠内で解決すべきかどうかはともかくとして、少なくともかなり疑問があるという意見を出させていただいて、今日は、このペーパーではディスクローズするところに一步出たと思えますけれども、今後ともぜひこの点どうしたらいいかについては、議論、特に消費者の立場に立った議論が必要だと思っています。

【長谷部主査】 長田先生、何か一言ありますか。

【長田専門委員】 舟田先生から力強いお言葉をいただいて、私も一言申し上げておきたいと

思います。例えば、雑誌とか何かでPRなのかどうなのかが区別されている、そういうページがよくありますけれども、本当に番組の中に一体化しているのだけれども、その番組づくりの中でテレビ局が商品を紹介することについて何か利益を得ているのだとすれば、普通の情報番組とは切り分けて、私どもはひとつ色眼鏡をかけて見なければいけない部分が、本当に渾然としてしまっていてよくわからなくなっているという現状に非常に大きな問題があると思いますので、広告放送の範囲について、どの場が適当なのかは別としても、ぜひ整理された上で、その割合が自主的にディスクローズされていくことがいいのではないかと思います。

【長谷部主査】 確かに舟田委員がおっしゃるとおり、クリアカットな基準を示せというのはなかなか難しいと思いますが、何か考え方のようなものを自ら示していただくというのはあり得るのではないかなと思います。特にショッピング番組は、憲法学でいうと営利的表現でありますので、通常の表現の自由の保護の考え方は全面的には妥当しないと考えられているところでもございますので、やはり考えていくべきところはあるのではないかなという気は私もしております。

根岸委員、お願いいたします。

【根岸臨時委員】 2つありますけれども、今のところ、調和の度合い（割合）をディスクローズされるようにする、そういうふうに書いてありまして、一体ディスクローズする目的はどこにあるのかをもう少し明確にしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、多分自主自律だから規制をやらずに自分で出すんだ、そういう自律を確保するというか、そういう意味があると思いますし、あと、視聴者の選択というか、そういう意味なのでしょうかね。この2つでしょうか。あるいはほかにディスクローズする目的というか、あるいは機能を、今のようなことなのかもしれませんけれども、もう少し明確にさせていただくことが必要なのではないかなと思います。

それから、その次に「この際」と書いてあるのは、今のようなお話なのでしょうか。「この際～とも考えられる」と書いてあるわけですが、これは自主自律の原則のもとでそういうことを考えるということを示されているのか。あるいは、それを超えて、今のような話だと、もう少し何か、規制はきついかもしれませんが、そのようなことを考えているということなのか。質問が一つです。

【長谷部主査】 それでは質問のほう、「この際」というのはどういうことかというお話ですが。

【秋本融合戦略企画官】 何点かご指摘いただいたかと思いますが、ディスクローズの目的は何かという点、自主自律の規律ということでこのようなディスクローズにしたのかという点でございすけれども、まさしくご指摘のとおりでございまして、表現の自由、自主自律という点と消費者保護とのバランスをとる上でディスクローズしていただくという手法が、制度設計があり得るのではないかと考えまして、このように規律をさせていただいたものでございます。

それから、なぜディスクローズしていただくのかという点につきましては、枠囲みの中、あるいは考え方の例の最初の「○」のところに戻りますけれども、放送普及基本計画の対象にして確実に確保すべき放送の機能・役割といたしまして、現代社会の基盤を形成していただく、教養・教育水準の向上をしていただく、娯楽の提供をしていただくというときに、では、自主自律のもとでどのような番組を提供されているのかという点を視聴者向けに開示いただくことは、このような機能・役割を果たしていただく上で、制度設計として間接的な手法かもしれませんけれども、

あり得る手法ではないかと考えまして、このような記述とさせていただいているものでございます。ご回答になりましたでしょうか。

【根岸臨時委員】 「この際」がどういうことなのか。

【舟田専門委員】 一点、今の点、ディスクロズの目的といいますか、性格ですけれども、私は、放送事業者には一種の強い説明責任が課せられていると思います。放送事業者は、自分は放送の自由を行使すると言いますけれども、その役割は、言うまでもなく最終的には一般消費者、一般視聴者のために放送しているわけですから、自分がなぜこの番組を教養と分類したのかというのは、なぜそうなのですかということは言う義務があるのではないかと。後づけの論理ですけれども、もしディスクロズの理由と聞かれたら、それは放送事業者の社会的責任だと思えますけど。

【長谷部主査】 「この際」のご説明は。

【秋本融合戦略企画官】 ディスクロズしていただくことでどうかと、こういう制度設計があり得ないかということまでご説明いたしました。「この際」のところでございますけれども、ディスクロズをしていただくという際に、いわゆるショッピング番組をどう位置づけるのか、どの種別に分類されるのか、されているのか、すべきなのかという点について、広告放送との関係の整理をしつつ、このディスクロズの制度設計をする際にあわせて考えていくべきではないかと考えまして、「この際」ということで言葉を継がせていただいたものでございます。

【根岸臨時委員】 皆さんがおっしゃったとおりを申し述べるのですけれども、18ページに書かれている新たな法体系の規律の在り方の2番目ですね。これは私も基本的には新しい展開を可能にすることは放送事業者にとっても非常に重要なことであると思います。したがって、このような経営の選択肢を拡大することは適当だと思います。また、その選択肢を拡大することによって生ずるかもしれない弊害というか、問題があり得るという話なのですから、しかし、本当にそうかという問題も、確認というか、現在経営の選択肢を拡大しているところでどうなのかという問題もあるし、それから、もしそういうおそれがあるというのであれば、先ほど大谷委員がおっしゃったように、そういうような措置を講ずるということであれば、このような方向は望ましい方向だと思います。これは意見であります。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

【中村専門委員】 同じ部分についてですけれども、18ページ。経営の選択肢、端的に言うとハード・ソフト一致・分類の選択肢を有線、無線すべてについて導入することになりますと、その制度設計は結構大変だろうと思いますが、もしそういった方向で制度設計するということであれば、これは今回、電波の利用を柔軟化させることと並ぶ見直しの大きな目玉になるだろうと思います。ただ、それは制度的に見ると端的に規制緩和になって、企業がビジネス戦略を広げることができるという措置になるわけですが、20ページに様々な反応がありますように、規制強化であるとか構造改革と反射的にとられるケースもなきにしもあらずかと思えますので、関係業界の懸念を取り除くような丁寧な説明と細部の設計が必要になってくるだろうと考えます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

それでは、この論点については大体そんなところでよろしゅうございますでしょうか。どうも

ありがとうございました。

それでは、次に表現の自由享有基準についての審議・検討をお願いしたいと存じます。それでは、事務局から26ページから32ページまでのご説明をお願いいたします。

ウ 表現の自由享有基準について

【秋本融合戦略企画官】 それではご説明をさせていただきます。27ページに論点をまとめておりますが、これも恐縮でございますが、前々回の委員会と重複を恐れず、28ページ以降、現行制度がどうなっているかという点をごく簡単にレビューさせていただいてから27ページに戻らせていただきます。

28ページをお開きいただきたいと思います。放送局に係る表現の自由享有基準を表形式でお示ししてございます。上の枠囲みのところが大原則でございまして、地上放送について、原則として一の者が二以上の地上放送事業者を支配できない。衛星放送について、一の者が一定のトランスポンダの数に係る放送事業者を支配できない。有線放送について、業務区分が重複する地上放送事業者等が有線テレビジョン放送を行う事業者を支配できないとする原則でございまして。

支配とは何かという点につきましては、注の3に記述がございまして。放送対象地域が重複する場合と重複しない場合に分けてございまして。重複する場合は10分の1超になりますと、これは支配だということでございます。重複しない場合は5分の1以上の議決権を保有することができないという原則がございまして。このほか、個々にまた例外がいろいろございまして。こうしたマスメディア集中排除原則、現在はこの数値自体は省令で定められているということでございます。

お進みいただきまして29ページ、これも前々回の委員会に提出した資料でございます。2年前の放送法及び電波法の一部改正によりまして、これも経営の選択肢を拡大するために、認定放送持株会社制度を整備いたしまして、持株会社のもとで子会社化することができる放送局の数を規定しております。地上放送局でございまして、29ページの右下、黄色い薄い網がかかっているんですが、12局を上限とするという規定がございまして。個々にキー局についてはカウントの仕方が規定されてございまして。それから、特別衛星・一般衛星放送業務につきましては、トラポン単位での規定がなされてございまして。

それから、お進みいただきまして30ページでございまして。2年前の法改正以前は、マスメディア集中排除原則につきましては、法律に根拠規定がございませんでした。放送局の開設の根本的基準という総務省令の中で表現の自由享有基準を規定してございましたが、2年前の法改正の際に電波法の7条第2項第4号に表現の自由享有基準の根拠を法定いたしまして、省令も放送局の開設の根本的基準から独立させて、表現の自由享有基準という総務省令を一本立てているということでございます。

31ページにお進みいただきまして、どの程度改正が多いのかという点をお示しする資料でございます。これは放送局の開設の根本的基準、昭和63年9月からの主な改正経緯を拾い上げてあるものでございまして、これに尽きるものではございません。頻繁に改正が行われております。

1年に2回以上の改正が行われることもたびたびあるということでございます。頻繁に改正が行われるものであるということでございます。

お進みいただきまして、32ページは、表現の自由享有基準におけるいわゆる三事業支配の禁止についてご紹介するページでございます。マスメディア集中排除原則の中で、テレビ、ラジオ、新聞の三事業支配は原則禁止されております。ただし、ニュース又は情報の独占的頒布を行うこととならない場合には可能とされてございます。現在の表現の自由享有基準の4条ただし書にこのような規定かございますが、「独占的頒布を行うこととならない場合」とはどのような場合なのかという点について、過去国会でもご議論になったことがございました。

あちこち行って恐縮でございますけれども、30ページにちょっとだけお戻りいただきたいと思っております。2年前の放送法改正の際に参議院で附帯決議がつけられておりまして、これはクロスメディア規制、いわゆる三事業支配の点につきまして「複数の情報メディアを支配することにより、表現の多様性が損なわれることがないよう、マスメディア集中排除原則については、今後の通信と放送に関する法体系において、総合的な検討を行うこと」という附帯決議がつけられているということでございます。28ページ以降は、マスメディア集中排除原則をめぐる現行制度の確認とそれをめぐる議論のご紹介でございました。

以上をご覧いただいた上で、27ページ、新たな法体系においてどうしていくべきかという点についてでございます。まず総論の1つ目の「○」でございますが、情報通信の高度化、デジタル化、ブロードバンド化に伴うコンテンツ配信市場の多種多様化の中で、「多元性」「多様性」等の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で、このマスメディア集中排除原則につきまして、緩和を検討していくことが適当と記述させていただいております。

そして2つ目の「○」でございますが、表現の自由享有基準につきましては、それまで法律上独立した委任根拠がなかったものを2年前の法改正の際に電波法にその根拠を明記しているところでございます。さらに根拠だけではなく具体的な内容についても法律に規定すべきだというご意見が国会の中でもございます。こうしたご指摘があるわけでございますが、他方で、情報通信の高度化に伴い、放送を取り巻く環境の変化に迅速に対応する必要がある中で、どのように考えるべきかという点について、ご審議・ご検討をお願いできればと考えてございます。

それから、各論でございます。表現の自由享有基準の具体的な在り方につきましては、放送事業者等からの具体的な要望等に基づいて、例えば次のような事項について、その緩和・弾力化について検討を進めることが考えられるのではないかとさせていただいております。

地上放送につきましては、テレビ、ラジオというメディアの別にかかわらず、基本的に統一的な基準となつてございますが、メディアの別を考慮しないことは妥当なのかどうかという点がまずございます。

それから、いわゆるクロスメディア支配、三事業支配につきまして、先ほど例外的に許容される範囲、ニュース又は情報の独占的頒布を行うこととならない場合は三事業支配も許容される旨の規定が省令上ございますが、この例外的に許容される範囲が明確とは言い難いのではないかとこの論点もお示しさせていただいております。

それから、放送普及基本計画の対象としない放送につきまして、表現の自由享有基準をどう考えるべきかという論点もお示ししてございます。

以上、表現の自由享有基準についてご説明をさせていただきました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明を受けまして、意見交換をお願いできればと思いますが、いかがでございましょうか。

【中村専門委員】 27ページの具体的な内容を省令から法律に規定すべきとの意見もあるということなのですが、今後とも様々な放送サービスは出現してきますし、そうした中で、これはかなり弾力的で機動的に対応せざるを得ないだろうと思います。そして、現下の国会情勢をかんがみますと、毎年法改正をさせてくれるとはとても思えないわけですし、これは今のスキームをしばらく続けるのが妥当ではないかと私は考えます。

それから、各論の中で、三事業支配について出ておりますけれども、こういった三事業の支配、例えば、規制を明確にすべきであるとか、厳格に適用すべきだという議論があるのも承知しているのですが、同時に状況も変化していると思うのです。例えば、メディアが多様化して、インターネットや携帯が成長していく中で、三事業というのは相対的にどうとらえておくべきなのかとか、それから、ボーダーレス化、国際間の競争という中で、例えば、メディアコングロマリット一つのグループで日本の民放全体と同じぐらいの規模があるところと今後国際的にどうしていくのかという中で、国内の仕切りをどう考えるのかということも考えざるを得なくなっているのです。このあたり、この場ではなくて、別途きちんと議論をしなければいけないのだらうと感じます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

【舟田専門委員】 発言しにくいところなのですが、今の三事業支配の点について、私の記憶が正しければ、これが最初に問題になったのは田中角栄郵政大臣の一斉免許の時だったような気がします。もしかしたら違っているかもしれませんが。フジテレビに与えるときの、あのときは産経新聞なのかな、それでそれは認めたわけですが、確かに関東地域を考えた場合には、新聞もたくさんあり、テレビも何チャンネルもあるということですが、ただ、ここで言っている独占的というのは、文字どおりの1社がという意味ではないのであろう。最初から有力メディアがあまりにも少なくなるとはよくないという程度の意味での独占的という意味だろうと思います。そういう意味では、今後日本の、特に相変わらずといいますか、有力紙が少ない中で、この三事業支配の原則自体は、私は非常に重要な原則だと思いますし、それがメディアに与える影響は検討したほうがいいのか。これもここにあるような漠然とした言い方しか今の時点では私も言えないですが、もしかしたら今の中村委員とは逆のベクトルかもしれませんが、それも含めて検討したほうがいいのかという気がいたしております。

これは同時に地方を考えてみますと、チャンネル数がまだ少ないところとか、それから、地方の有力紙があつて、数年前たしか名義貸しと言うのでしたか、記憶があいまいで言っていますけれども、違法なことが行われたことがありましたけれども、ともかく地方で有力新聞紙が地元のテレビ局の株式を事実上多く持っていたということもあり、問題としては指摘しておくことが必要なのではないかと思えます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。ほかに何かございますか。

【多賀谷専門委員】 表現の自由の享有基準は、特に「放送普及基本計画」、「放送普及基本計画」という名前を維持するかどうかはちょっと、本当は「放送基本計画」ぐらいのほうがいいのか

ではないかという気がしますけれども、それはともかくとして、主としてハードを持つ放送局が、周波数、その上で番組をつくっている場合において、それはある種の独占的な状況なので、そこで表現の自由と申しますか、多様性を確保する意味でこの準則を適用する必要があるわけですが、他方において、ある程度部分的にせよ、ハード・ソフトの必ずしも一致ではなくとも申しますか、ある程度コンテンツが自由に流通する仕組みを設けるわけですから、特に放送普及基本計画の対象とならないような放送等については、むしろそこはある種の市場原理でもってコンテンツは流れるわけですから、そこにまであえて及ぼす必要はないだろうと思います。

【長谷部主査】 計画の対象にならないものについてはというご指摘ですね。どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

大体事務局のご提案の方向性でご納得はいただけているように思いますが、それでは、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。引き続きまして、あまねく受信努力義務、オープンメディアコンテンツに関する規律につきましての審議・検討をお願いいたしたいと存じます。事務局から33ページ以降のご説明をお願いいたします。

エ あまねく受信努力義務について、オープンメディアコンテンツに関する規律

【秋本融合戦略企画官】 あまねく受信努力義務につきまして、34ページ、現状の制度の確認を簡単にさせていただきますが、放送普及基本計画の対象である地上放送につきまして、放送対象地域におきまして、当該放送があまねく受信できるように努めるものとするという規定がございますし、NHK日本放送協会に対しましては、あまねく全国において受信できるよう措置しなければならないという規定がございます。こうした規定は、新たな法体系におきましても、放送普及基本計画の対象となる放送の確実な実施のためには必要であると記述させていただいております。

お進みいただきまして、オープンメディアコンテンツについてでございます。36ページにお進みいただきたいと思います。2の網かけのところをご覧いただきたいと思います。違法な情報への対応につきまして、昨年議員立法によりまして青少年インターネット環境整備法が成立し、本年の4月1日から施行されているところでございます。その法律の附則の3条に「施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされております。

また、総務省において別途開催いたしておりました検討会の最終報告書におきまして、各種法的措置に関わる課題について議論を進めていくことが2011年度までに取り組むべきこととされてございまして、総合的な法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組、すなわち青少年インターネット環境整備法の施行状況を見る、そしてそれに基づく措置を進めるということが必要であるとさせていただいております。

37ページは、総務省で別途開催しておりました検討会の最終報告書の関連部分の要約でございますので、ご参考までにお付けしたものでございます。

お進みいただきまして、38ページでございます。有害情報への対策についてでございますが、青少年インターネット環境整備法の基本理念である民間の自主的取組、利用者のリテラシー向上、青少年が有害情報を閲覧する機会の最小化を踏まえ、フィルタリングサービスの導入、セルフレイティング、検出技術の開発支援等々の取組を2011年度までに進めていくこととされております。総合的な法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが必要であるとさせていただいております。

39ページはこの青少年インターネット環境整備法の基本理念、枠組みを示す参考資料でございます。以上でございます。

(3) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。それでは、今の説明を踏まえまして、意見交換をお願いできればと思いますが、いかがでございましょうか。

方向性としては、こういった方向性でよろしゅうございますでしょうか。特に何ということもないかもしれませんが、それでは、方向性としてはこういうことをご了解いただいたということです。

それでは、本日の審議は以上で終わりとさせていただければと存じます。

本日の会合をもちまして、1月以降、伝送設備、伝送サービス、コンテンツ規律につきまして、それぞれ2回ずつ審議を行ったことになっておりますので、そこで次回の会合におきましては、これまでの個別の制度改革に関する論点、その事項を積み上げてみまして、全体を通じた取りまとめの方向性につきまして審議をお願いできればと存じております。

次回の第17回の会合ですが、6月1日、月曜日ですが、16時、午後4時からの開催を予定してございます。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 開催場所につきましては、また別途通知をさせていただきます。よろしく願いいたします。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第16回）」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上